

大阪市こどもの貧困対策推進計画素案に寄せられた御意見の要旨と本市の考え方(案)

	件数	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
支援制度の利用に関すること	3	「経済的支援を必要とする子育て世帯に各種の支援制度が確実に届けられるよう取り組む」と記載しているが、就学援助や生活保護、児童扶養手当、児童手当、こども医療費助成など各種の支援制度の捕捉率を上げるためにどのような施策をとるのが書かれていない。支援を必要とする世帯にこれらの経済的支援が確実に届けられる施策を具体化することが必要である。	本市では、各種の支援制度を利用できる方が確実に利用できるようにするために、本市ホームページや子育てしている便利帳などの媒体による広報に取り組んでいるほか、それぞれの制度の対象者や利用状況等に応じた周知に取り組んでいるところです。しかしながら、経済的に厳しい状況にあるなど支援を必要とするこどもや家庭については、複合的な課題を抱えていることが多く、各種の支援施策が十分に届いていないといった課題が実態調査から明らかになりました。 このため、それぞれの支援制度において引き続き周知に取り組むほか、こどもが長時間過ごす小・中学校において、支援を必要とするこどもや家庭を発見し、学校・区役所・地域が連携して、教育分野と保健・福祉分野での適切な支援につなぎ、こどもや家庭が抱える課題の解決に導いていく総合的な支援の仕組みとなる「大阪市こどもサポートネット」を構築することとしました。 「大阪市こどもサポートネット」では、こどもや家庭が抱える課題を学校において「見える化」し、「見える化」された情報を教員と専門知識を持ったメンバーでアセスメントを行い、教育、保健・福祉、地域資源による適切な支援につなぐこととしており、課題を抱えるこどもや家庭に経済的支援などそれぞれに応じた支援が届けられるよう取り組んでまいります。
若年で親となった世帯への支援に関すること	3	若年で親となった世帯が様々な困難に直面し、行政の支援が一番必要なグループとなっている認識があるのに、「青少年が正しい知識のもと主体的に将来設計が行えるようにする」とあるだけで、その支援のための方策が一切ない。現実には多くの若年出産者がいて、様々な困難に直面している中で、具体的な支援策を出すべきである。	実態調査において、若年で親となった世帯については、親の最終学歴が中学校卒業や高等学校中途退学の割合が高く、正規雇用の割合が低くなっており、経済的に厳しい状況にあることが確認されました。 青少年が親として家庭を持ち、親としての責任を果たしていく上で、妊娠、出産、親になることについて正確な情報をもとに主体的に自らの将来を展望し、生活設計を立てる力を身につけることができるよう支援することが必要であると考えています。 このため、こどもや青少年自身が、学校での進路指導やキャリア教育などとともに、多様な体験や学習の機会を通じて、自立した生活が送れるよう取り組むこととしています。 また、若年で親となった世帯をはじめ、様々な課題を抱えている子育て世帯に対し、妊娠期から子育て期に至るまでの様々な機会を捉えて、各区保健福祉センターにおいて、子育てに関する総合的な相談や支援を行うとともに、多様なニーズにきめ細かく対応できるよう関係機関と連携して取り組んでまいります。

	件数	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
就学援助に関すること	3	生活保護基準額の減額は、就学援助基準など広く教育、社会福祉政策に悪影響を与える。大阪市では、2010年以降就学援助率が減少を続け、2014年度～2016年度の3年間で受給者が5,000人減っている。これらは、2013年度からの生活保護基準の減額による影響である。「子どもの生活に関する実態調査」でも、困窮度Ⅰ群の就学援助率が64.4%と極めて低い実態が明らかとなっている。就学援助基準の生活保護基準に対する比を全国標準の1.3に引き上げることが必要である。	就学援助の所得基準額の算定において係数を掛ける対象となる生活保護基準額は、市町村によって積算方法が異なるため、必ずしも、係数の高い市町村の方が係数の低い市町村よりも所得基準額が高いということではなく、本市の所得基準額は政令市の平均と大きな差はありません。 さらに、本市では、児童生徒の世帯の生活実態に対して幅広く対応するため、所得要件のほか、「児童扶養手当受給」「国民年金保険料減免」「国民健康保険料減免」など、文部科学省の要領に定められているすべての要件を用いて審査を行っており、本市の就学援助率は政令市の中でも高い水準となっていると考えています。
ひとり親世帯への手当に関すること	3	日本では、ひとり親世帯が最も苦しい状況に追い込まれていることは周知の事実である。行政を通じた所得の再配分をもっと手厚く行うべきである。ひとり親でも安心して子育てができるようになって初めて良い社会と言える。当事者の努力を促すだけでなく、ひとり親家庭に対する市独自の手当などを考えるべきである。東京都では独自にひとり親家庭に「児童育成手当」を支給しているほか、ひとり親家庭の医療費の自己負担を免除している。	ひとり親家庭への自立支援策については、国において、従来の経済的支援を中心としたものから、子育て・生活支援と就業支援を中心とした総合的な自立支援策へと大きく転換が図られ、本市においても、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、きめ細かな就業支援サービスと子育て・生活支援サービスを中心とした総合的な支援策を展開しています。 これに加えて、本市独自で、就職や転職に有利な資格取得の促進や、ひとり親家庭の子の学びなおしの支援など、ひとり親家庭の早期の自立支援に向けた施策拡充を図ってまいります。 また、ひとり親家庭への医療費助成については、医療費自己負担額の軽減のため、既に本市独自で助成の範囲を拡充して実施しているところです。
スクールソーシャルワーカーに関すること	2	学校を、こどもたちの状況を知り、支援策を練るためのセンターにしていくことを提起しているのは重要であるが、現在のスクールソーシャルワーカーの数はあまりに少ないと思う。少なくとも各中学校区に常勤のスクールソーシャルワーカー一人を置く体制が必要である。大阪市は2019年度までにスクールソーシャルワーカー22名配置を目標としているが、各区に一人程度の22名ではまったく足りないと思う。	スクールソーシャルワーカーについては、新しい人材の確保とその育成を行いながら、区の事業のスクールソーシャルワーカーと連携し、全24区をカバーできる支援体制の充実に努めており、各中学校区に週1回1日3時間を配置するという国の基準を満たす22名の配置ができるよう人材の確保に努めているところです。 スクールソーシャルワーカーについては、国の示す条件に合った人材を確保していくことが課題ではあるものの、チーム学校の体制を構築するうえで非常に重要なものであると認識しております。 こどもたちが多くの時間を過ごす学校の中で課題を丁寧に見極め、スクールソーシャルワーカーがアセスメントを行い、福祉分野への支援につなげていくことができるよう、学校のプラットフォーム化を念頭に、こどもの貧困対策関連事業の一環として、スクールソーシャルワーカーを増員することとしております。 今後も、スクールソーシャルワーカーの役割の重要性や学校現場のニーズも踏まえつつ、国の予算措置等の動向を注視しつつ、処遇の改善や効果的な配置等、そのあり方について、引き続き検討してまいります。

	件数	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
生活保護基準について	2	生活保護基準額の減額は、こどものいる世帯、ひとり親世帯の生活を直撃することは明らかである。「子どもの生活に関する実態調査」によれば、生活保護制度の利用率は、困窮度Ⅰ群・Ⅱ群で1割にも満たないことも明らかとなっており、生活保護制度の捕捉率を高める施策の必要性が指摘されている。今回の生活保護基準の見直しは、捕捉率を高めるどころか、貧困な世帯を更に追い詰めることになる。この「素案」の中でも、生活保護基準の見直しに対して大阪市として反対を表明すべきである。	生活保護は、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件に、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。
養育費について	2	養育費の受け取り状況の低さについても調査では言及されているが、有効な手立ては提示されていない。情報提供や相談支援だけでなく支払義務の強化(支払えないものに対しては行政が肩代わりするなども含め)が必要である。	本市では、養育費を確実に確保するため、平成28年12月より、大阪弁護士会と連携し、離婚・養育費に関する無料の専門相談を開始するとともに、養育費に関するパンフレットを作成し、離婚届の配付時に同時に配付することにより離婚時の養育費の取り決めの向上に努めています。 しかしながら、一旦取決めがなされても、養育費の支払いが滞ることがあるため、養育費を確実に確保するための制度の創設が必要であり、本市として国に要望しているところです。
食育に関すること	1	食習慣や生活習慣の乱れは健康を損ない、将来の医療費増加につながり、ますます困窮度が増す結果が想像される。こどもの朝食欠食はこどもだけの問題ではなくその保護者の生活習慣や食習慣が反映される。親世代の調査結果にもよるが、学校教育の範囲を超えた親と子に対する朝食欠食についての啓発が必要ではないか。	本市では、「第2次大阪市食育推進計画」(平成25年度～平成29年度)を策定し食育を推進しています。計画の評価と次期計画の策定の検討を行った結果、こどもの朝食欠食率は全国に比べて高い傾向にあり、また、20～30歳代男女の朝食欠食率も高い傾向にありました。「第3次大阪市食育推進計画」(平成30年度～平成35年度)において、特に幼児から小・中・高校生と、子育て世代である20～39歳の男女の朝食欠食割合の減少について、目標を設定し、取組みを行っていくこととしています。引き続き、保育・教育分野、地域・家庭の関係者等と連携をとりながら取り組んでまいります。
ひとり親世帯の雇用に関すること	1	ひとり親世帯の非正規率の高さを解消するための新たな取組みが必要である。	本市では、各区役所にひとり親家庭サポーターを配置し、就業や自立支援に関する相談窓口を設けています。 また、就職や転職に有利な資格(看護師、保育士等)を取得するため、養成機関で修業する場合に、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を支給していますが、非課税世帯の給付金を市独自で拡充し、ひとり親家庭の安定した就労による収入の確保に向けた施策拡充を図ってまいります。

	件数	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
計画の指標に関すること	1	就学援助受給率、生活保護の捕捉率、児童扶養手当受給率、養育費受け取り率、ひとり親世帯の経済的困窮状態についても指標を設定することが必要である。ひとり親世帯についての指標を、就労支援の窓口相談した人の就労率としているが、就労した後の定着率やその就労が安定したものであるかどうか、また、そもそも支援の窓口には到達していない人、情報を得ていない人、得ていても支援を受けない人について、どうするかという視点が必要である。	本計画においては、計画の進捗状況を把握するとともに、施策の効果について検証・評価し、その結果を計画の見直しや改善につなげるため、指標を設定しています。このため、指標については、毎年、正確に把握できることが重要であり、こうした観点から選定しています。今後、計画に基づく施策の進捗等の状況に応じて、有効な指標を追加することも検討してまいりたいと考えています。各種の支援施策が十分に届いていないといった実態調査の結果を踏まえ、支援を必要とするこどもや家庭を発見し、適切な支援につなぐ仕組みを構築することが重要であると考えています。平成30年度から、こどもが長時間過ごす小・中学校において、支援を必要とするこどもや家庭を発見し、学校・区役所・地域が連携して、教育分野と保健・福祉分野での適切な支援につなぎ、こどもや家庭が抱える課題の解決に導いていく総合的な支援の仕組みとなる「大阪市こどもサポートネット」に取り組むこととしており、新たに、「大阪市こどもサポートネット支援につないだ割合」について指標として設定し、様々な支援制度につなげていないこどもや家庭の支援に関する状況についても把握し、取り組みの効果を検証してまいります。
DV被害者への支援に関すること	1	ひとり親への支援について、DVなどの被害を受けた方が加害者と別れた後への支援・居場所などの創出・支援団体への助成が必要である。	本市では、大阪市配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV専門電話相談の実施や加害者からの接近を禁止する保護命令制度等の利用にかかる支援などを行っています。また、各区にDV施策担当係長を配置しDV被害者の相談に応じるとともに、本市独自の緊急一時的な保護事業を行うなどDV被害者の迅速な保護に努めております。さらに、大阪市配偶者暴力相談支援センターでは緊急一時保護施設に入所されたDV被害者にカウンセラーやケースワーカーを派遣し、自立に向け各種福祉施策を活用するなど支援をおこなっております。支援団体へのお金支援については、行っておりませんが、連携、協力する体制を構築しております。DV被害者への支援における課題は多様であるため、その支援方策も具体事例への対応を通じて充実させていく必要があります。関係機関で構成するDV施策ネットワーク会議に支援団体も参加していただいております。DV施策ネットワーク会議では、制度のはざままで起こる問題や解決事例などについての情報交換、新たな制度、関係機関の取り組み内容等の紹介等を含めた定期的な研修等を実施し、各関係機関、支援団体がそれぞれの強みを生かしてサポートを充実していけるよう取り組んでいます。また、DVなどの被害を受けた母子の方で必要な方に対して母子生活支援施設への入所により、就労の支援以外の生活の場を提供するとともに子育ての相談に応じるなど、自立の促進を支援しています。
計画の進捗管理に関すること	1	乳幼児期における質の高い教育を保障すること、生き抜くために必要となる基礎的な知識や力を修得することは重要で当然提供されるべきこどもの権利であるが、具体的な取り組みを、広く公募して実施し、結果を公表すべきである。実施にあたっては、こどもの意見表明も広く取り入れるべきである。	本計画を実効あるものとするためには、施策の進捗状況を把握するとともに、施策の有効性について適切に評価し、評価結果を改善や新たな展開につなげるのが重要であると考えています。計画の進捗状況や成果については、毎年度ホームページに掲載するなど、より多くの方々に周知できるよう努めてまいります。また、本市の施策・事業については、市民の声をはじめ、市民の方々を対象とした参加型事業についてアンケートを実施するなど、市民の方々の様々な意見をお伺いするよう工夫しているところであり、引き続き取り組みを進めてまいります。

	件数	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
乳幼児期の支援に関する事	1	近年、小学生以降で学びなどの支援が充実してきたが、生活習慣が不規則な子どもには効果がないようである。生活習慣が形成されていく乳幼児期に、しっかりと寄り添う支援が必要である。	本市では、子育ての孤立を防ぎ育児や健康に関する正しい知識の普及や必要な保健指導を行うため、母親教室や3か月児健康診査までの乳児のいるすべての家庭を対象とした乳児家庭全戸訪問事業を実施しております。また、乳幼児健康診査等を契機としてこどもの発育、発達や養育に関して継続的な支援に取り組んでおります。 また、近年、こどもが幼児期においても身につけておくべき自制心や規範意識が不足し、基本的な生活習慣が定着していないなどの課題が指摘されていることを踏まえ、基本的な生活習慣と道徳性の芽生えを培い、規範意識を育てることを重点に、平成27年3月「就学前教育カリキュラム」を編成しました。公私立の幼稚園、保育所、認定こども園等就学前施設への「就学前教育カリキュラム」の一層の周知と浸透を図り、幼児教育の質の向上に取り組んでまいります。
計画全体に関する事	1	基本理念、重視する視点はしっかりしたものになっているが、施策体系では効果を数値化する、報告のためのぶつ切りになって、こどもの成長のストーリーが、小学生以降しか想像できない。	こどもや青少年、保護者、家庭の抱える課題は複合的であり、かつ、こどもや青少年の成長段階や家庭環境によって変化することから、本計画では、重視する視点として、「切れ目のない支援の推進」を掲げ、必要な施策を切れ目なく推進するとともに、必要な施策が必要な人に確実に届くよう取り組むこととしています。 小学校以降の施策のみならず、就学前の幼児教育の質の向上や家庭生活における養育や教育の支援、母と子の健康を守る取組みなど、施策体系としては横断的になっていますが、妊娠期や乳幼児期も含めこどもの成長段階に応じた効果的な施策展開を行い、検証・評価ができるよう設定した指標のもとに、適切に進捗管理を行ってまいります。
こども医療費助成に関する事	1	「こどもを医療機関に受診させることができなかった」ことや、「受診できなかった」ことなど、困窮度が高くなるにつれ割合が高くなっていることから、医療機関での窓口2割負担も高すぎる。短期保険証の送付の際は、こども医療費助成制度の医療券を同封することが必要である。(12歳までは所得制限も撤廃されていることから、申請していなくても対応可能ではないか。)	こども医療費助成における医療証については、区役所でのこどもの出生・転入などの際に周知を行い、本制度の対象となる方からの申請を受けて交付しています。 助成資格の認定にあたっては、本市こども医療費助成規則の規定に基づき審査を行います。公的医療保険への加入や父母のどちらかが規則上の保護者であるのかなど、本市が保有する情報だけでは確認できない事項もあることから、医療証の交付にあたっては申請を必要としているところです。
歯科健診に関する事	1	「こどもを医療機関に受診させることができなかった」ことや、「受診できなかった」ことなど、困窮度が高くなるにつれ割合が高くなっており、小学1年生の段階で口腔崩壊といわれるこどもがいる。認可保育所や幼稚園に通うこどもには歯科健診の機会があるが、認可外保育施設に通うこどもや、保育園・幼稚園に通っていないこどもには歯科健診がない。こどもの見守り、ネグレクト問題を含め、4・5・6歳児の歯科健診の実施が必要である。	本市では1歳6か月児健診・3歳児健診において歯科健診（希望者へはフッ化物塗布）を実施しています。また、う蝕罹患の可能性が高いと歯科医師が判断した場合には、歯科衛生士より、効果的なう蝕予防の方法について具体的に指導しています。 1歳6か月児健診において、う蝕があった児には、半年後に再度、歯科保健指導及びフッ化物塗布を勧奨し、幼児の口腔衛生の維持向上に努めております。 4歳児・5歳児・6歳児の歯科健診については、国における歯科保健施策の動向を注視してまいります。